

第3部 「地方財政の見える化」と 公共施設総合管理

地方財政の「見える化」
～経済財政諮問会議での議論を受けて～

平成28年4月28日(木)
総務省自治財政局財務調査課
課長補佐 仁井谷 興史



目 次

P 2. 地方財政の「見える化」に関する政府における議論

P 5. 公共施設等総合管理計画の整備促進

P22. 統一的な基準による地方公会計の整備促進

P37. 地方財政の「全面的な見える化」への対応

I 地方財政の「見える化」に関する政府における議論①

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. (2) 社会資本整備

（賢く使う観点からの取組）

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

2. (3) 地方行財政制度

（地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）

（中略）

・各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

（中略）

・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

2

I 地方財政の「見える化」に関する政府における議論②

経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

（時間軸）

・・・地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

（賢く使う観点からの取組）

ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。また、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、コストの公開、住民の意向把握、利用者負担の検討等を行う。あわせて、関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定や、国公有財産の最適利用を加速する・・・また、公共施設等総合管理計画の実施については、財政支援における同計画策定の要件化、地方財政措置の改善等を通じ、ストック適正化に向けて国が積極的な役割を果たす。

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

（時間軸）

ストック情報（固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等）を集中改革期間内に整備し開示する。

（国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用）

2018年度（平成30年度）までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等（公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など）の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。

3

I 地方財政の「見える化」に関する政府における議論③

経済・財政再生アクション・プログラム～“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」～

(平成27年12月25日閣議報告)

3. 主要分野ごとの改革の取組

[2] 社会資本整備等

(1) 持続可能な都市構造への転換と公共施設のストックの適正化

…必要な機能を維持しつつ、公共施設等の集約化・複合化等を図るため、2016年度までに公共施設等総合管理計画を、2020年度までに個別施設計画を全国の地方公共団体に策定することとし、策定した地方公共団体数によりその進捗を管理する。それに併せて、2017年度までの固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備により把握される資産老朽化比率等の指標のほか、住民一人当たりの維持管理に要する経費など、公共施設に関する情報を「見える化」し、立地適正化計画との調和も図りつつ、ストックの適正化に対する住民の理解を深めていくこととする。

また、国有地の未利用資産等の有効活用を推進する。未利用資産等や売却可能な資産に関する情報の「見える化」を進め、これらについて、国と地方公共団体が連携し、民間からの提案も活用しつつ、最適利用の促進を図る。

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

(2) 地方行財政の「見える化」

(取組方針・時間軸)

「見える化」は、行政サービスをめぐる問題の所在、改革の必要性や方向性を共有するための基盤的なインフラであることに鑑み、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報など地方財政の全面的な「見える化」を進める。

自治体の住民一人当たり行政コストを性質別・目的別に網羅的に「見える化」し、当該自治体における経年比較や類似団体との比較を可能にすること、公共施設等総合管理計画の策定と集約化・複合化等を推進すること、地方公会計(固定資産台帳)の整備に合わせて「資産老朽化比率」を明らかにし、将来負担比率との「組合せ分析」を行うことなどによりストック情報を全面的に「見える化」すること等に取り組む。…

(KPI)

公共施設等総合管理計画を策定した自治体数を100%にすることを目標として推進するとともに、これらのうち集約化・複合化等を実施した団体の割合や、資産老朽化比率についても検証する。固定資産台帳・統一的な基準による地方公会計を整備した自治体数を100%にすることを目標として推進する。…

4

II 公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

1. 所有施設等の現状

- 公共施設等の現況及び将来の見通し
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間：10年以上
- 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

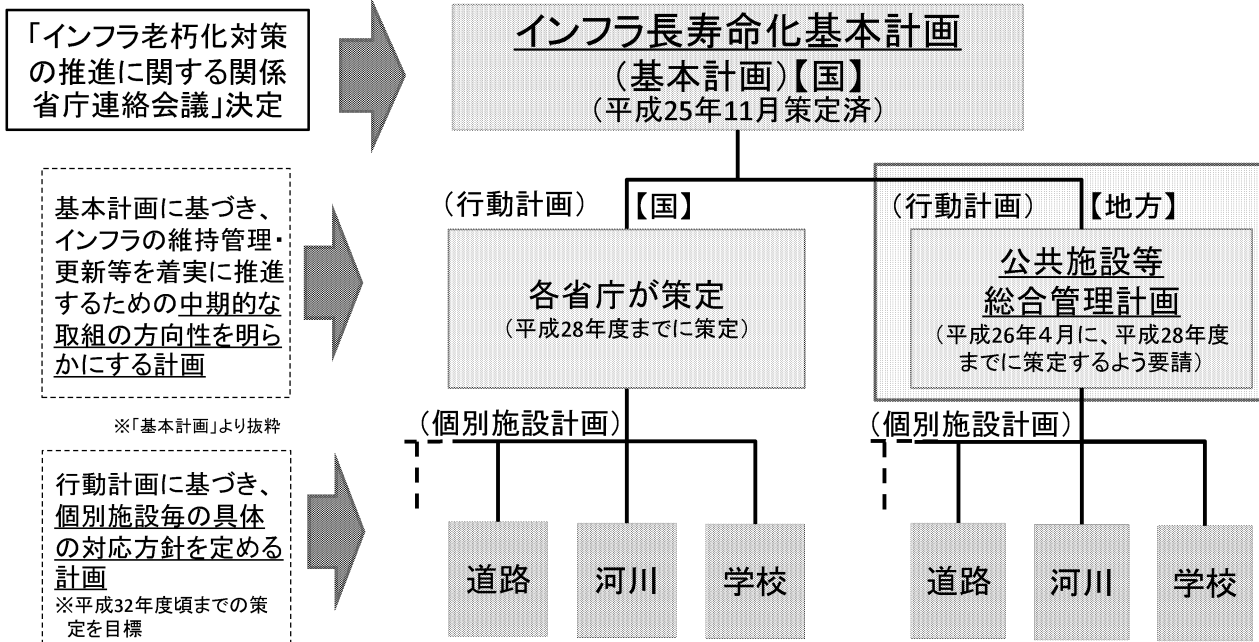
- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日発行)

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

5

Ⅱ インフラ長寿命化計画の体系



※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。
(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

6

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針(概要) ①

総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

【主な分析項目】

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）②

総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

【主な記載項目】

(1) 計画期間(10年以上)

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。(名古屋市)

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的、かつ、効果的に推進するため、既存の庁内会議(県有施設建築計画検討会議等)を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局(県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁)の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。(神奈川県)

(3) 現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が急増すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。(名古屋市)

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (次ページ以降で詳述)

(5) フォローアップの実施方針

【例】PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。(長野県)

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (※ 個別施設計画との整合性に留意。)

施設類型(道路、学校等)ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）③

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。(名古屋市)

【記載事項】

① 点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。(群馬県)

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。(名古屋市)

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）④

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針 (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【記載事項(その2)】

④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。(神戸市)

⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC(ライフサイクルコスト)を5か年で30%以上低減し、次の5か年も同様とする。(神戸市)

⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。(さいたま市)

⑦ 総合かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。(静岡県)

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑤

総合管理計画策定にあたっての留意事項

一 行政サービス水準等の検討

- あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。(相模原市)

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- 不断の見直しを実施し順次充実。

三 議会や住民との情報共有等

- 議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。(名古屋市)

四 数値目標の設定

- 計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

五 PPP/PFIの活用について

- 民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。(さいたま市)

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産(施設等)を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。(堺市)

七 合併団体等の取組について

- 合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑥

その他

一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。

四 更新費用試算ソフトの活用について

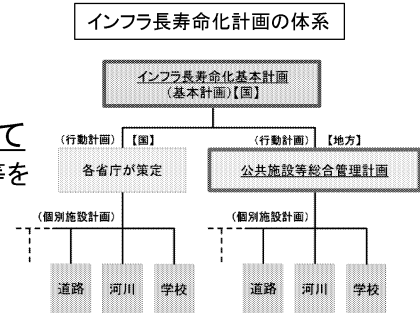
更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。



Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑦

その他

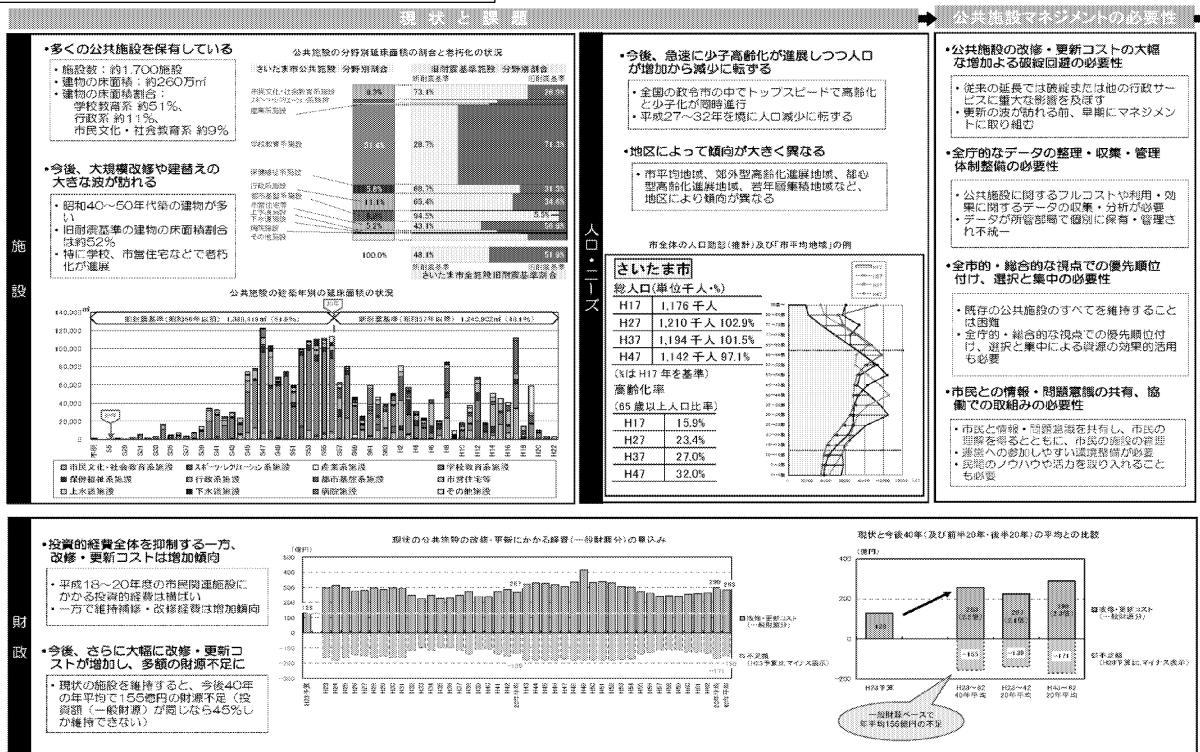
三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(平成27年10月1日現在)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
内訳	策定済	15	31.9%	10	50.0%	88	5.1%	113	6.3%	
	未策定	32	68.1%	10	50.0%	1,633	94.9%	1,675	93.7%	
	完了予定時期	H27年度	14	29.8%	6	30.0%	423	24.6%	443	24.8%
		H28年度	18	38.3%	4	20.0%	1,196	69.5%	1,218	68.1%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	14	0.8%	14	0.8%
H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,707	99.2%	1,774	99.2%		
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

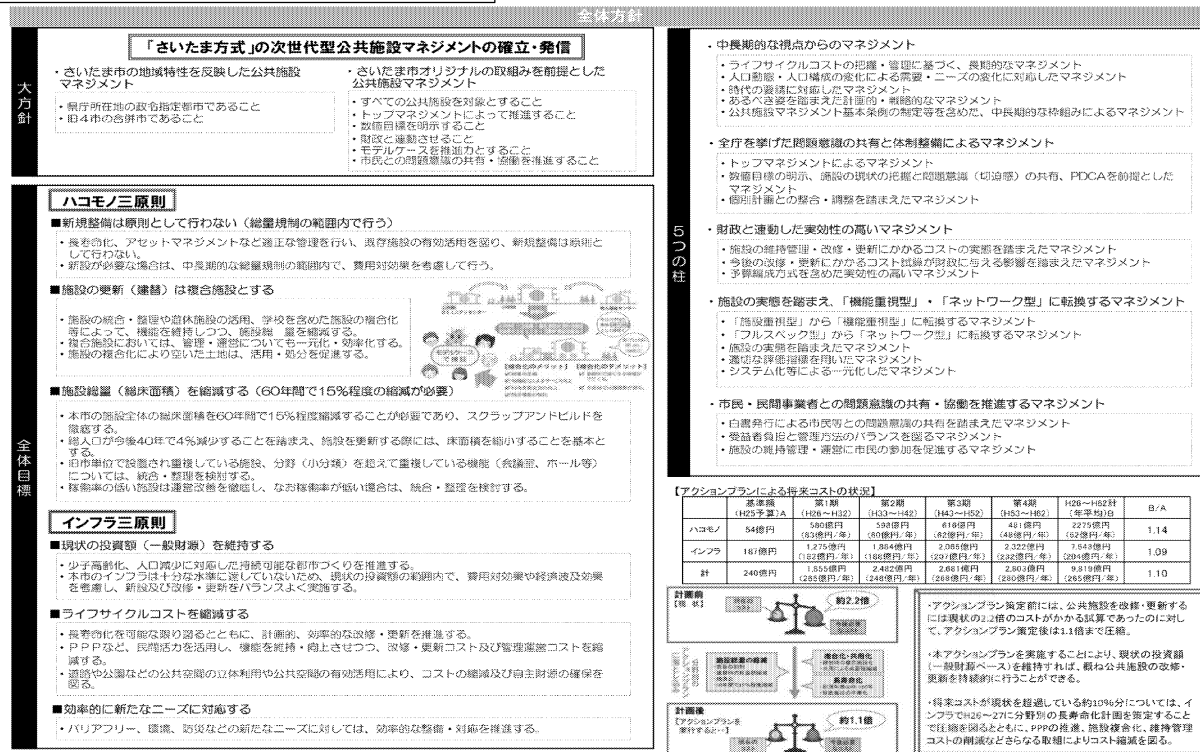
Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

先進団体の事例（さいたま市の事例①）



Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑨

先進団体の事例（さいたま市の事例②）



Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑩

先進団体の事例(岩手県久慈市の事例①)

- ・ 目的： 厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、その基礎資料として市が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「久慈市公共施設白書」を作成し、公共施設等の全体の状況を把握した上で、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う
- ・ 対象財産： 公営企業会計の公共建築物、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等
- ・ 計画期間： 平成27年度(2015年度)から平成56年度(2044年度)まで(30年間)
- ・ 目標設定： 平成56年度までの30年間で40%の削減

【計画の構成(内容)】

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 市の概況
- 2 公共施設等の状況(公共施設の一覧、県内自治体との比較、地区別の状況、地区年度別床面積の推移、公営企業の施設)
- 3 人口の現況と課題(市全体の人口推計、地区別の人口推計)
- 4 財政の現況と課題(公共施設・インフラ資産の将来の更新費用、歳入・歳出の財政推計)

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間で設定

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・ 公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理
- ・ 公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握する
- ・ 公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行う

3 現状や課題に関する基本認識

人口減少・少子高齢化によるニーズの変化、インフラ資産等の更新、合併に伴う施設の重複等の配置、財源の限界

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、安全確保、耐震化、長寿命化、統合・廃止等について、それぞれの実施方針を策定 16

Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑪

先進団体の事例(岩手県久慈市の事例②)

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

次の公共施設等について、それぞれ現状・課題の基本認識、管理に関する基本的な考え方を整理

(集会所、文化施設、図書館、博物館等、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、産業系施設、学校、その他教育施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、高齢福祉施設、その他社会保健施設、医療施設、庁舎等、消防施設、公営住宅、公営企業の公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道、その他のインフラ)

第4章 フォローアップの実施方針

- ・ 公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況の評価を実施
- ・ 進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、公共施設等総合管理計画を改定
- ・ 公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、議会や住民との協議を重ねる

【久慈市公共施設白書について】

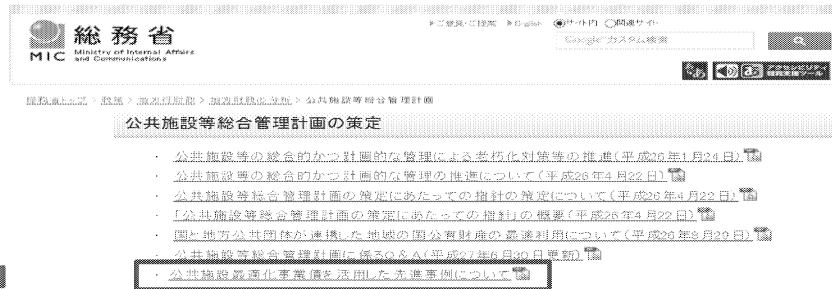
白書は、用途別・地区別の保有状況、将来必要となる施設の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにし、利用度とコストによる相対的評価等により、市民との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設のあり方の検討を行うための基礎資料として活用する。

さらに、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効活用を図るために、本市の実情に合った公共施設マネジメントの方向性等も併せて検討する。

なお、白書で対象とする施設は、小中学校等の学校教育施設や文化施設、市営住宅やスポーツ施設など、広く市民に利用されている公共施設のうち、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを除く、公共建築物のうち50㎡以上の施設とされている(病院、水道、下水道など公営企業会計に属する公共建築物は除く)。

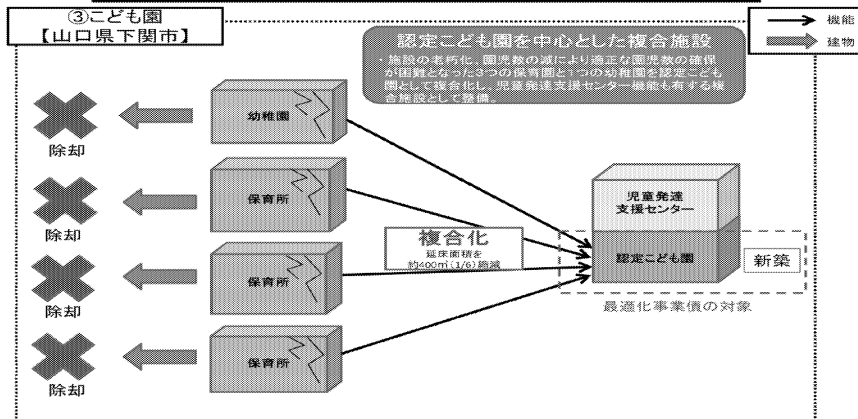
Ⅱ 公共施設等総合管理計画に基づく先進事例の横展開（H28.3.28第一弾公表）

<総務省HP>



(※ 複数事例中から抜粋)

～公共施設最適化事業債を活用した先進事例について～



20

Ⅱ 地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携について

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

1. 固定資産台帳の整備

地方公会計

○ 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。

※可能であれば平成27年度中、遅くとも平成28年度中に同台帳を整備しておくことが重要

2. 公共施設等総合管理計画の充実・精緻化

総合管理計画

○ 公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といった固定資産台帳のデータを活用して、将来の施設更新必要額の推計等を行い、当該推計結果等を公共施設等総合管理計画に盛り込むことで、同計画の充実・精緻化につながる。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

3. 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

○ 公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれるが、施設別の行政コスト計算書等を活用したセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。

4. 公共施設最適化事業債等の活用

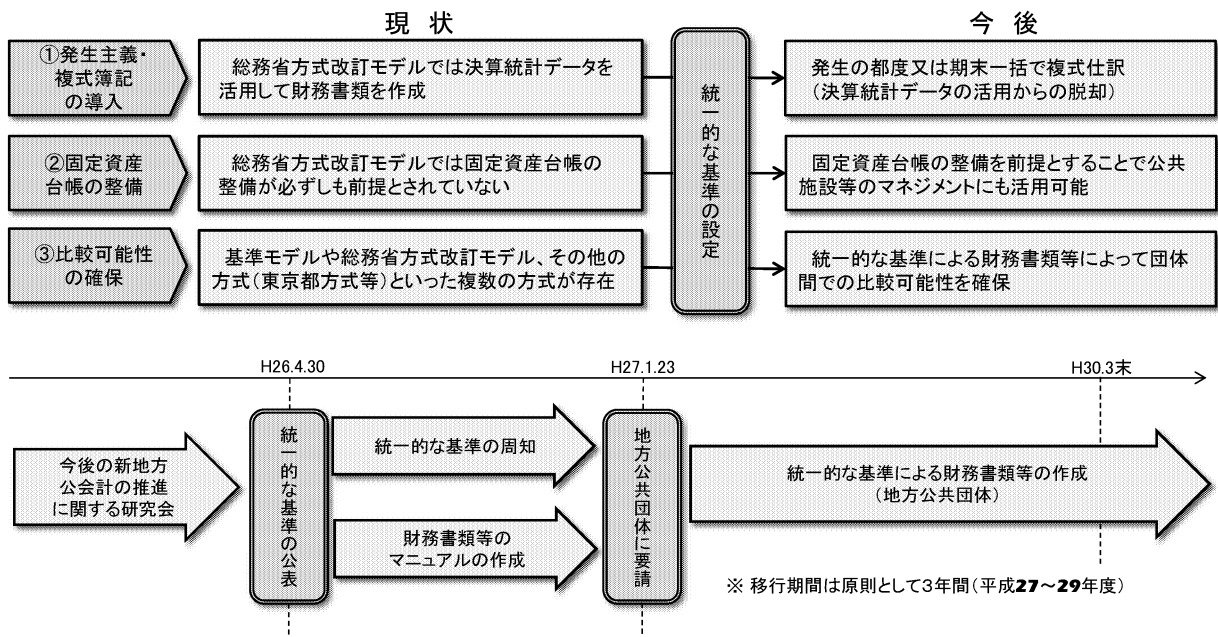
総合管理計画

○ 施設別のセグメント分析の結果、統廃合等を決定した公共施設等について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設最適化事業債や地域活性化事業債、除却債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

21

Ⅲ 統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



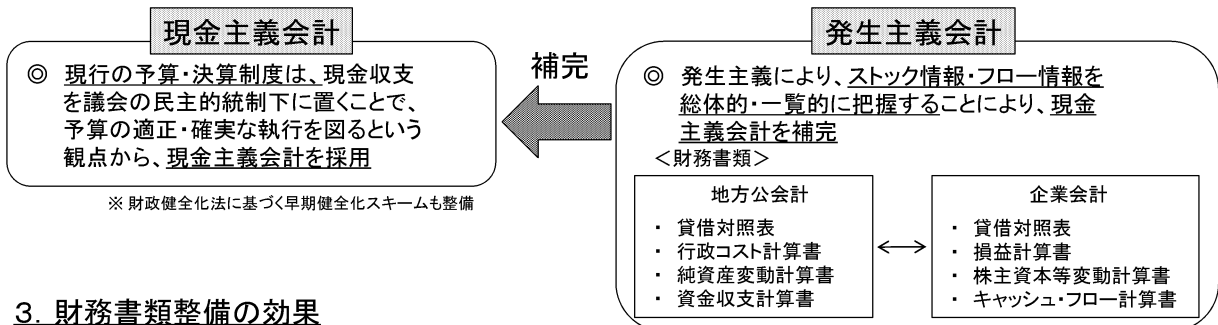
22

Ⅲ 地方公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)



3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

23

Ⅲ 統一的な基準による財務書類の作成予定（平成27年3月31日現在）

- 都道府県及び指定都市においては全団体、市区町村においても99.7%の団体において統一的な基準による財務書類を作成予定。
- 平成29年度までに98.2%の団体において統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,716	99.7%	1,783	99.7%
平成29年度までに作成	40	85.1%	20	100%	1,695	98.5%	1,755	98.2%
平成30年度以降に作成	7	14.9%	0	0%	21	1.2%	28	1.6%
作成予定なし	0	0%	0	0%	5	0.3%	5	0.3%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

24

Ⅲ 統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

➡ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

➡ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

地方公会計システムの整備・運用に係る経費について普通交付税措置（平成28年度～）

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置※（平成26～29年度）

➡ 地方交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

※措置率1/2（財政力補正あり）

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修をレベル別（基礎・ステップアップ）に実施する予定

➡ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

25

Ⅲ 統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成28年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

区分	研修名	研修期間	定員	研修内容
総務省自治大学校 （東京都立川市）	地方公会計特別研修	平成28年5月16～20日 （5日間）	100名程度	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含み、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー：JAMP） （千葉県千葉市）	地方公会計制度（基礎）	平成28年7月11～13日 （3日間）	50名程度※1	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務（応用）	平成28年10月3～5日 （3日間）	50名程度※2	演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー：JIAM） （滋賀県大津市）	自治体マネジメントのための地方公会計実務	平成28年4月25～27日 （3日間）	50名程度※1	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務（ステップアップ）	平成28年9月12～14日 （3日間）	50名程度※2	演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
	固定資産台帳の整備	平成28年6月6～7日 （2日間）	50名程度	①固定資産台帳の整備実務、②固定資産台帳の活用方法等 ※①・②は演習を含む

※1 公会計業務に従事して1年未満の者

※2 公会計業務に複数年従事した者や簿記3級程度の知識を有する者（ただし、過去に自治大やJAMP、JIAMで公会計研修を受講した者はこの限りでない）

地方公共団体金融機構 （JFM）	都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施
自治体主催の研修等 （特別交付税 H26～29年度）	研修に要する経費について特別交付税により措置（措置率1/2、財力補正あり） ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

26

Ⅲ 財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

ミクロ的視点

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定
→ 資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

- 将来の施設更新必要額の推計
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
→ 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
→ 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
→ 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

27

Ⅲ 財政指標の設定（資産老朽化比率）

【事例】資産老朽化比率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都〇〇市）

背景・目的

- 市全体の老朽化比率だけでなく、施設類型別の老朽化比率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

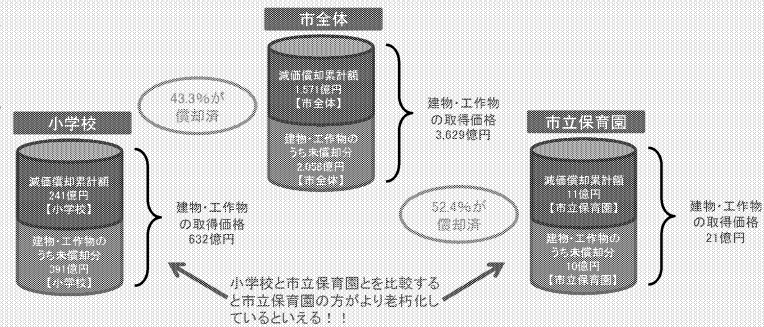
事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

- 市全体の資産老朽化比率は43.3%であるが、小学校は38.1%、市立保育園は52.4%となっており、市立保育園の老朽化比率が高くなっている。

小学校と市立保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該老朽化比率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

28

Ⅲ 適切な資産管理（将来の施設更新必要額の推計）

【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

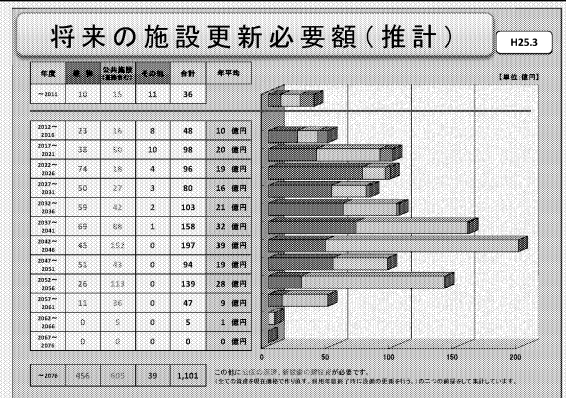
事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。

- ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
- ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。

- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要なことが判明した。

- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。



効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

29

Ⅲ セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】ライフサイクルコストまでを含めた施設建設の検討（静岡県浜松市）

背景・目的

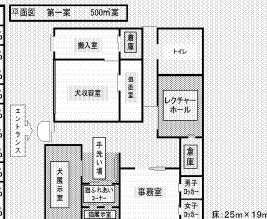
- 予算編成で施設の新規建設を議論する場合、従来は建設費用（イニシャルコスト）を中心に議論が行われており、将来の維持管理費用や更新費用（ライフサイクルコスト）までを含めた議論が必ずしも十分ではなかった。

事例概要

- 動物愛護センターの新規建設に関する予算編成に際して、施設別行政コスト計算書（試算）を審査資料として活用した。
- 具体的には、以下の2つの施設規模案（500㎡・1,000㎡）について、施設別行政コスト計算書（試算）を作成して、維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論を行った。

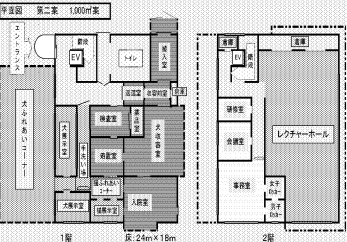
施設別行政コスト計算書（試算）〔参考〕建設費用：2.5億円
第1案(500㎡) (単位：千円)

項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	54.6%
人件費	20,783	51.0%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.6%
物にかかるコスト	18,506	45.4%
物件費	8,100	19.9%
維持補修費	600	1.5%
減価償却費	9,806	24.1%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	40,754	100.0%



施設別行政コスト計算書（試算）〔参考〕建設費用：4.3億円
第2案(1,000㎡) (単位：千円)

項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	45.4%
人件費	20,783	42.4%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.0%
物にかかるコスト	26,800	54.6%
物件費	9,900	20.2%
維持補修費	600	1.2%
減価償却費	16,300	33.2%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	49,048	100.0%



効果等

- 施設別行政コスト計算書等の財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。
- 予算編成において、施設の維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論が行われた。

30

Ⅲ セグメント分析（施設の統廃合）

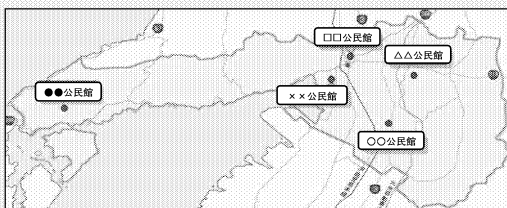
【事例】セグメント分析による公民館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 熊本県宇城市では、行政コスト計算書の他団体比較で物件費等が多いことが判明し、物件費を市全体で平成21年度までに毎年2,500万円削減する目標を設定
- 平成17年9月に、これを含む「宇城市行政改革大綱」を策定し、市内にある約220施設の管理運営等の合理化案を定め、全ての施設の現状や役割・管理運営等を検証し、施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営のあり方を検討

事例概要

- 平成20年3月に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書（右表参照）を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を実施



【施設群名・公民館】	施設別バランスシート (単位：千円)			
	15-1	15-2	16-3	16-4
管理名跡	○公民館	×公民館	□公民館	●公民館
【資産】				
建物等	401,016	157,456	212,554	3,423
土地	34,314	36,270	33,932	59,718
資産合計	435,330	193,724	246,446	63,141
【負債】				
借入金	20,673			
【純資産】				
純資産	415,157	193,724	246,446	63,141
負債・純資産合計	435,830	193,724	246,446	63,141
				84,283
				84,283

【行政コスト】	施設別行政コスト計算書 (単位：千円)			
	15-1	15-2	16-3	16-4
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080
委託料	2,373	1,391	1,056	636
雑用費	2,705	631	5,485	1,477
源償還費	9,548	6,056	7,857	407
その他	288	1,450	1,495	4,120
行政コスト合計	35,372	22,956	36,546	19,395
【収入】				
使用料	209	255	331	363
その他	35	31	177	147
収入合計	244	286	308	510
運営者負担割合	0.7%	1.2%	0.8%	2.6%
利用者一人当たりコスト	1,656円	1,398円	2,289円	1,459円

効果等

- 以上のようなセグメント分析や検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を実施
- 今後、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行い、施設管理のみを民間委託する方向でも検討

31

Ⅲ 財政指標の設定（その他の指標）

【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示
- 浜松市の財政指標（例）
 - ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
 - ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
 - ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

区分	単位	H24						
		H25 浜松市	浜松市	4市平均	川崎市	新潟市	堺市	広島市
市民一人当たり資産額	千円	2,459	2,463	2,402	2,979	1,650	2,434	2,543
	指数	100	100	98	121	67	99	103
歳入額対資産比率	年	6.8	7.1	5.4	7.0	4.0	5.8	4.7
	指数	100	104	79	103	59	85	69
純資産比率	%	83.1	83.2	68.7	74.0	59.9	79.8	61.2
	指数	100	100	83	89	72	96	74
将来世代負担比率	%	9.0	9.0	20.5	17.8	25.5	10.8	28.0
	指数	100	100	228	198	283	120	311
市民一人あたり負債額	千円	415	415	730	776	663	492	987
	指数	100	100	176	187	160	119	238
資金収支計算書における基礎的財政収支	百万円	1,214	11,414	△ 20,902	△ 11,864	△ 28,440	△ 15,822	△ 27,480
	指数	100	940	△ 1,722	△ 977	△ 2,343	△ 1,303	△ 2,264
市民一人当たりの純経常行政コスト	千円	263	255	318	282	330	319	341
	指数	100	97	121	107	125	121	130

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数字

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

Ⅲ 「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の算定式

(1) 資産老朽化比率

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産帳簿価額} + \text{減価償却累計額}}$$

⇒ 当該指標を導入することにより、既存の決算統計や健全化法の指標では把握できなかった資産の老朽化度合いという新たなストック情報の把握が可能

(2) 債務償還可能年数

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}(\ast 1)}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

← 実質債務
← 償還財源

⇒ ストックとフローを組み合わせた当該指標を導入することにより、ストックの改善（地方債残高の抑制等）とフローの改善（事務事業の見直し等）の両面からの把握が可能

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書（地方公会計）における業務収入（地方税、地方交付税等）による。また、「業務収入等＝業務収入＋減収補填債特例発行額＋臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書（地方公会計）における業務支出（人件費、物件費、補助金等）による。

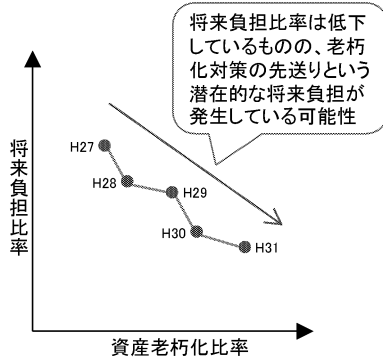
【参考】「財政比較分析表」等における財政指標一覧

	決算統計等	健全化法	公会計
資産形成度			資産老朽化比率
世代間公平性		将来負担比率	
持続可能性 （債務償還能力）		実質公債費比率 将来負担比率	債務償還可能年数
効率性	住民一人当たり人件費、物件費等		
弾力性 （資金繰り能力）	経常収支比率	実質公債費比率	
自律性	財政力指数		

Ⅲ 財政指標の「組合せ分析」のイメージ

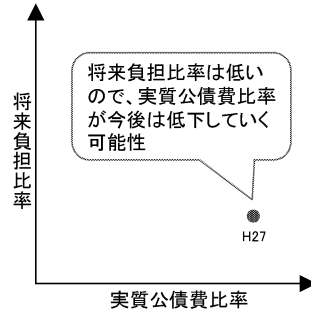
(1) 将来負担比率と資産老朽化比率

- 将来負担比率について、資産老朽化比率と組み合わせて分析することにより、老朽化対策の先送りという潜在的な将来負担も含め、将来負担をより総合的に捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明する。



(2) 将来負担比率と実質公債費比率

- 将来負担比率について、実質公債費比率と組み合わせて分析することにより、フローとストックの両面から将来負担を捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が高い場合に実質公債費比率も高いのはある意味当然であるが、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明する。



Ⅲ 【参考】公会計基準・モデル比較表

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ 資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ 資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ 資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 正味財産変動計算書 ○ キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表 ○ 業務費用計算書 ○ 資産・負債差額増減計算書 ○ 区分別収支計算書
台帳整備	○ 開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○ 開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○ 段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○ 開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○ 官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○ 官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末一括して複式仕訳を実施	○ 官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末一括して複式仕訳を実施	○ 決算統計データを活用し、期末一括して仕訳を実施	○ 官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○ 官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○ インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○ 売却可能資産…売却可能価額 	○ 取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○ 公共用財産…取得原価 ○ 物品…取得原価
税金の取扱い	○ 純資産変動計算書に計上	○ 純資産変動計算書に計上	○ 純資産変動計算書に計上	○ 行政コスト計算書に計上	○ 資産・負債差額増減計算書に計上

IV 地方財政の全面的な「見える化」② ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

現状と課題

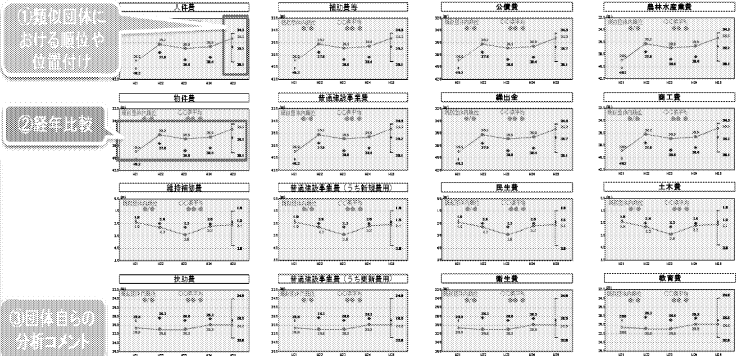
- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。

今後の対応 決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要
- 上記を踏まえた上で、住民一人当たりコストに

イメージ 歳出決算額分析表

①類似団体における順位や位置付け
②経年比較
③団体自らの分析コメント



＜性質別＞ ※下線部の項目が新規追加するもの
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

＜目的別＞
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」
⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」

- ※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善
 - ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
 - ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない 38

IV e-Stat (政府統計の総合窓口) 活用事例

- e-Stat(政府統計の総合窓口)では、各省庁の様々なデータが登録されており、データ同士を組み合わせた新たな分析が可能。
・登録されている政府統計の統計表ファイルをキーワード等での検索を可能とする機能強化、決算情報に加え、データベース化された他の統計調査結果を用いた、データ利活用の拡大(e-Stat上で、分類項目の選択、レイアウト変換、グラフ作成可能)。

検索機能の強化

キーワード検索が可能
「財政力指数」、「歳入」、「歳出」etc...

利用者目線に立った分かりやすいデータアクセスの強化

順位	キーワード	件数
1	人口	251
2	国勢調査	290
3	産業センサス	118
4	国勢調査	110
5	人口動態	115
6	国勢調査	103
7	国勢調査	88
8	国勢調査	76
9	国勢調査	73
10	国勢調査	71

データ利活用の拡大

人口一人当たりの都道府県別決算額を横比較
【棒グラフ】

財政力指数の高い団体の分布状況を可視化

高齢化率・扶助費の組み合わせ分析が可能
【分布図】

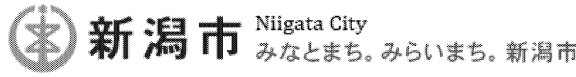
グラフ種別 7パターン
グラフ配色 16パターン
レイアウト 6種類 から選択

○ e-Stat上でグラフの種別、配色、レイアウト、表の並び順が自在に変更可能。さらに、編集や加工がしやすい汎用性の高いxml形式でのダウンロード可。

○ 決算情報と他の統計データを組み合わせることで、新たな分析が可能。(例えば、分布図を活用し、高齢化率と扶助費の関係性を明らかにするなど。)

※ グラフ、図、分布地図はイメージ 39

新潟市財産経営推進計画による取り組み



2-5 財産経営推進計画の位置づけ

財産経営推進計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点により、その取り組みを進めます。

また、内容が多岐に渡ることから、財産経営の基本的な考え方を示した「基本方針編」と、これを受け、公共施設とインフラ資産それぞれの経営的な視点による取り組みの進め方を示した「マネジメント編」を包含する集合体とします(図 2-1 参照)。なお、適宜、「財産白書」により公共施設等の保有状況をはじめ、利用やコスト、老朽化の状況、将来の見通しなどを把握・分析します。

また、財産経営推進計画は、国の「公共施設等総合管理計画」に相当するものとし、これに基づく個別計画は個々で策定します。

1. 基本方針編

- ・ 課題整理 将来推計人口、財政状況、公共施設等の更新費用
- ・ 基本的な考え方 公共施設、インフラ資産の基本方針、財産経営の4本柱
- ・ 推進体制 推進本部、部会、職員の有成等
- ・ 推進方策 市民ニーズや施設状況の把握と課題の整理、個別計画の策定、市民との意識共有 など

2. 公共施設マネジメント編

- ・ 公共施設の基本方針
- ・ 市民意見と意識共有、機能重視、計画的な保全、歳入確保
- ・ 施設運営における検討課題(用途別)
- ・ 地域別の課題整理、検討方法、施設最適化の考え方、ケーススタディ
- ・ 個別計画(地域別の実行計画等)、地域住民との意識共有、協働 など

3. インフラ資産マネジメント編

- ・ 道路、橋りょう、公園、上下水道等の維持管理の基本方針
- ・ 各施設の概要(規模、状況)
- ・ 施設の特徴に応じた計画的・効率的な維持管理と修繕及び更新
- ・ ライフサイクルコストの最小化を踏まえた長寿命化
- ・ 今後の取り組み など

財産白書(定期的に把握)

- ・ 将来推計人口(総人口、年齢3区分構成別)、財政状況
- ・ 公共施設等の保有状況(固定資産台帳の活用)
- ・ 更新費用、人件費を含む施設の取支と利用コスト
- ・ 利用状況とコスト(用途別、地域別)、老朽化状況 など

第1章 公共施設マネジメント編の目的等

本計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点による「財産経営推進計画（基本方針編）」に基づき、人口減少、厳しい財政状況、膨大な施設更新費用などの課題に対応し、公共施設を維持していくため、経営的な視点により、公共施設を効率的に管理・活用する取り組み（公共施設マネジメント）の進め方を示すものです。

1-1 基本的な考え方

「財産経営推進計画（基本方針編）」では、公共施設の2つの方針と4つの柱を示しています。

◆ 2つの方針

- 総量削減

- サービス機能の維持

◆ 4つの柱

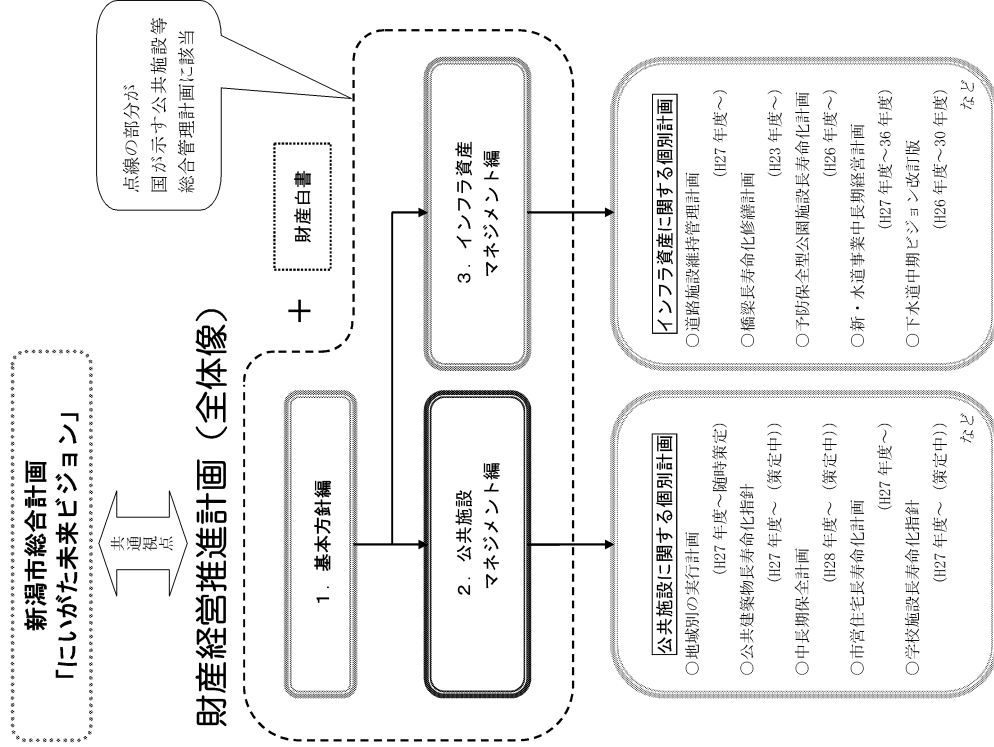
- 施設の最適化（活用最大化のため単一目的から多機能施設への転換など）
- 施設の長寿命化（計画的な維持保全の実施、安全確保など）
- 歳出の削減（施設更新時の規模適正化、効率的な運営など）
- 歳入の確保（未利用資産の売却、貸付、使用料見直しなど）

◆ 公共施設に関する基本的な考え方

- サービス機能をできるだけ維持しながら総量削減を検討
- 活用すべき施設は適切な保全の実施により長寿命化を推進
- 運営の効率化、維持修繕・更新費用の削減や平準化等により歳出を削減
- 活用しない土地・建物は、原則として売却により歳入を確保

サービス機能をできるだけ維持しながら、公共施設の多機能化・複合化などによる総量削減を検討していきます。
また、活用すべき施設は長寿命化を図り、管理・運営の効率化によるコスト削減や維持修繕・更新費用の削減や平準化などにより歳出の削減に努めます。
活用しない土地・建物は、原則売却し、財源確保に努めます。売却が困難な場合は貸付などを検討し、歳入の確保に努めます。

図 2-1 新潟市総合計画と財産経営推進計画、公共施設等総合管理計画等の位置づけ



のアンケート結果などを踏まえ、施設を整備・運営する市がどのような課題を整理、改善していくかが重要となります。

生涯学習、地域コミュニティ、スポーツなど市が提供しているサービスには、それぞれに課題があり、地域によって状況も異なります。

このため、当面は、各用途の施設が抱える課題を整理した上で、地域別の「実行計画」策定時に効率的な方策を検討し、課題への対応を考えていきます。

(3) 地域別の課題整理、検討方法と「実行計画」の策定

- 施設の更新が必要な時期に合わせて市民とともに検討開始
- 地域的な施設は、地域住民の合意を得ながら「実行計画」策定
- 全市的な施設は、都市の拠点性強化などを考慮しながら計画検討

公共施設には、大規模な音楽ホールや劇場など市を代表する施設もあれば、学校や保育園、公民館、コミュニティセンター、図書館などのように、地域で日常的に利用する施設もあります。

このため、公共施設マネジメントを考える場合、全市的な施設と地域的な施設を分けて整理する必要があります。

また、現在、多くの方が利用している施設をいきなり廃止することは、市民が利用しているサービスの低下を招いてしまいます。

総量を削減する現実的な方法のひとつとして、施設が老朽化し、更新するタイミングで、今後のサービスと施設をどうするかについて、市民とともに計画を策定することが考えられます。

地域的な施設は、中学校区を基本に住民の生活圏を設定し、現在の施設の配置や利用の状況、将来推計人口などから地域の課題を整理して、地域の中心的な施設の更新時期などに合わせて、地域の合意を得ながら「実行計画」を策定していきます。なお、地域別の実行計画は本計画の個別計画の一つとして扱います。

全市的な施設は、都市としての魅力向上や交流人口の増加など拠点性を強化していくことも重要ですので、これらを踏まえ、費用対効果やライフサイクルコストなども考慮しながら計画を検討していきます。

1-2 対象施設

基本的に全ての公共施設を対象としますが、上水道の浄水場や下水道の処理場といったインフラ関連施設は「財産経営推進計画（インフラ資産マネジメント編）」の対象とします。

1-3 計画の位置づけと進め方

○ 本計画は、公共施設の「個別計画」策定のガイドライン

本計画は、2つの方針と4つの柱の柱の推進に向け、具体的な取り組みを実施していくための公共施設の個別計画を策定する際の考え方を示すガイドラインと位置づけます。

個別計画としては、地域別の実行計画や、適切な施設保全を行うための保全計画などが考えられ、それらの策定を進めるための考え方や手法を示します。

(1) 公共サービス、公共施設の利用実態、利用意向

○ 市民や地域全体の声とサービス利用者の意見を合わせて検討

平成25年度、平成26年度に行った市民アンケート及び施設利用者アンケートから公共サービスや公共施設について、利用頻度、アクセス、利用意向など多くのことが見えてきました。

これらの結果などを踏まえ、今後の公共施設と公共サービスのあり方を市民とともに検討していきます。

公共施設の総量削減は、施設の統廃合などについても検討する必要があるため、総論賛成各論反対（市全体での総量削減はよいが、個別具体の施設の廃止は反対）になりがちですので、市民や地域全体の声とサービス利用者の意見を合わせて検討できるように努めていきます。

(2) 施設運営の課題整理、改善

○ 各用途の施設が抱える課題を整理して、地域別の「実行計画」策定時に検討

公共施設の総量削減といっても市民が利用する施設やサービスは様々です。財産白書で明らかになった施設の利用やコストの状況、市民や施設利用者へ

4-4 地域別の検討課題の整理

○ 地域情報を網羅した資料を公開、地域と意識共有

地域ごとに、施設の更新や統廃合の時期、課題などを把握するため、地域情報を網羅した資料（地域別検討資料）を作成し、公開します。

市では、これらに基づき、地域の施設の課題を地域の問題として、地域住民と意識共有を図っていきます。

意識共有にあたっては、地域住民のみならず、区役所、市の各部局など庁内での認識の統一を進め、地域と市が共に考え、歩んでいく協働となるよう努めていきます。

地域別検討資料の項目と内容（例）

項目	内容
地域設定	中学校区を基本 当初段階として55地域を設定
地域概況、動向	地域の特性 地域の施設動向
将来推計人口	今後のニーズを想定するため、平成52年までの年少、生産年齢、高齢者人口
利用状況、コスト状況及び施設の老朽状況	施設一覧から施設の現状について、留意（把握）すべき点など
将来に向けた検討課題	施設の現状から将来に向けた課題について、検討時期や視点など
児童生徒・学級数推計	小中学校の平成32年までの児童生徒数、学級数
施設配置図	地域内の施設の配置状況、小中学校区界、駅等
施設一覧（個別施設）	施設情報 配置情報 コスト 利用状況 圏域区分、建築年、償却率、耐震化率、 建替え想定時期、使用面積 用途地域、コミ協、避難所、危険区域 施設分類ごとに市全体平均と比較 〃

第4章 地域別の課題整理、検討方法

公共サービス、公共施設のあり方を検討する際は、個々の施設単位ではなく、地域単位または市全体レベルで区分して考えていく必要があります。

ここでは、地域別の課題の整理の進め方と検討方法について示します。

4-1 対象施設の考え方

財産白書では、公共サービス、公共施設の利用圏域を次の3つに区分しています。

- ・ I 類 全市域を対象（市で1、2つあればいいもの）
- ・ II 類 区または複数区を対象（1～2・3区単位で配置するもの）
- ・ III 類 上記以外の地域単位を対象（区内にいくつかが配置するもの）

当面は、これら圏域分類のうち地域に密着したII類とIII類の施設から検討を進めます。

I類施設と、II類施設のうち複数区を対象とする一部の施設については、全市的な施設として検討します。

なお、市営住宅は運営上の特性から圏域区分の対象外としているため、当初の検討段階では対象外として取り扱います。

4-2 地域単位の考え方

○ 中学校区を基本として地域を設定

本計画に基づき検討する地域の単位は、中学校区を基本とします。

ただし、その地域の成り立ちや施設の配置状況、コミュニティ協議会などの区域なども考慮して地域設定を行います（その後の計画策定の中で、地域設定を見直す場合もあります）。

4-3 近隣地域間の連携

地域単位で考える際に、地域によっては、III類の施設でも設置されていない例もあります。隣接地域の施設や民間施設を便利に利用できるものがあり、地域のサービス機能を満たされることも考えられますので、地域それぞれに全てのサービス（施設）を揃えることを前提としません。

例えば「A地域には図書館はないが隣のB地域にはあって便利に使える。」、「逆に「B地域にはゲートボール場はないが、A地域にあって使うことができる。」といったケースです。